

☆知って得する情報(第3回)

: 在職老齢年金停止の基準一元化

老齢年金の受給年齢を過ぎても働き続ける人が増えており、給与収入（月収）額によっては年金支給が停止されます。

老齢厚生年金が停止されるのは、受給者が厚生年金加入者として在職している場合。65歳未満は、給与と年金額の合計が28万円を超えると、65歳以後は47万円を超えると支給停止が始まります。共済年金に加入する公務員として在職している場合には老齢厚生年金は停止されません。一方、公務員の退職共済年金は、65歳未満も65歳以後も受給者が共済年金加入者として在職していると28万円基準により停止され、厚生年金に加入する会社員として在職していると47万円基準により停止されます。

今年10月、会社員と公務員の年金が厚生年金に一元化されます。

在職による支給停止も、65歳未満は28万円基準、65歳以後は47万円基準という厚生年金方式に一本化されます。一元化前から老齢年金を受給している人にも、この停止方式が適用されます。

これまで停止されなかった年金が、停止されるケースが出てきます。停止額が増えるのか減るのか、あるいは変わらないのかは、受給する年金や在職状況によりさまざまです。10月分の年金は12月に振り込まれます。10月に入ったら年金事務所や共済組合で一元化後の停止額を確認しておきましょう。